

平成23年度

一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業 のご案内

一宮市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、市民が自ら居住する市内の住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する方に対し、その費用の一部を補助する事業を行っています。

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムとは、商品名でいう『エネファーム』と呼ばれているシステムです。エコキュート、エコウィル、エコジョーズなどは当市では補助事業の対象にはなっておりません。あらかじめご了承ください。

1 受付方法及び受付場所

申請書に必要書類を添付し、**環境保全課（環境センター北館）**に提出してください。（郵送での受付は行いません。）**設置工事着手前に**交付申請をし、交付決定されないと補助金は交付されません。

※申請額が予算額を超えた場合、受付を終了します。

※平成24年3月30日（金）までに工事が完了しない場合は、補助は受けられませんのでご注意ください。

2 補助対象となる方

自ら居住する又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを新たに設置しようとする方。ただし、1世帯につき1回限りの申請とします。

3 補助対象となるコージェネレーションシステム

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 設置予定の補助対象システムが、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した補助対象システムであること。
- ② 未使用品であること。

4 補助金額

定額7万円です。

5 交付の申請

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事前に以下の書類を添付し、環境保全課まで提出してください。(郵送での受付は行いません。)

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置計画書(様式第2)
- (2) 工事請負契約書又は補助対象システム設置工事に係る見積書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前の現況写真
- (5) 自己の所有しない住宅、または共有名義の住宅に補助対象システムを設置する場合には、当該住宅の所有者の承諾書(申請者以外の所有者の承諾書が必要です。書式が必要な場合は、ホームページからダウンロードするか環境保全課にお申し出ください。)
- (6) その他市長が必要と認めたもの(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

※チェックシート(提出不要)が別途用意してありますので、ご活用ください。

注意

新築物件の場合、建築物自体の工事については補助金交付申請前に着工することは可能ですが、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムに係る設置工事(架台等の取り付け等)については、必ず着工前に補助金交付申請していただき、補助金交付決定を受けてから工事を開始してください。

6 交付の決定

環境保全課は、補助金交付申請書を受理したとき、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。適当と認めたときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付決定通知書(様式第3)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書(様式第6)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム概要書(様式第7)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付請求書(様式第9)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助金チェックシート【実績報告用】を送付します。

7 計画変更

交付決定後、申請内容の変更又はシステムの設置を中止する場合は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書(様式第4)を環境保全課まで提出してください。

8 設置完了

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置を完了したときは、完了日から30日以内又は平成24年3月30日（金）のいずれか早い日までに、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第6）に以下の書類を添付し、環境保全課まで提出してください。（郵送での受付は行いません。）

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム概要書（様式第7）
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 申請時の見積書又は契約書と金額が異なる場合は内訳書の写し
- (4) 補助対象システムの保証書の写し（日付及び販売会社名が記載されているもの）
- (5) 次に挙げる写真
 - ・ 設置場所と設置状態が確認できるシステムの全景
 - ・ 燃料電池ユニットの品名番号と製造番号（銘板）のアップ
 - ・ 貯湯ユニットの品名番号と製造番号（銘板）のアップ
- (6) 住民票の写し（新築の場合は新住所地のもの）
- (7) その他市長が必要と認めたもの（必要に応じて提出をお願いすることがあります。）

- ※ チェックシート（提出不要）が別途用意してありますので、ご活用願います。
- ※ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付請求書（様式第9）を上記書類と併せて提出することも可。
- ※ **平成24年3月30日（金）までに工事が完了しない場合は、補助は受けられませんのでご注意ください。**
- ※ 設置完了日とは、次の日のうち、いずれか遅い日です。
 - ・ 補助対象システム設置工事に係る支払が完了した日
 - ・ 補助対象システムの保証書に記載される保証の開始日

9 補助金の請求

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第6）の内容を審査し、交付額を確定した時は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付額確定通知書（様式第9）を送付します。

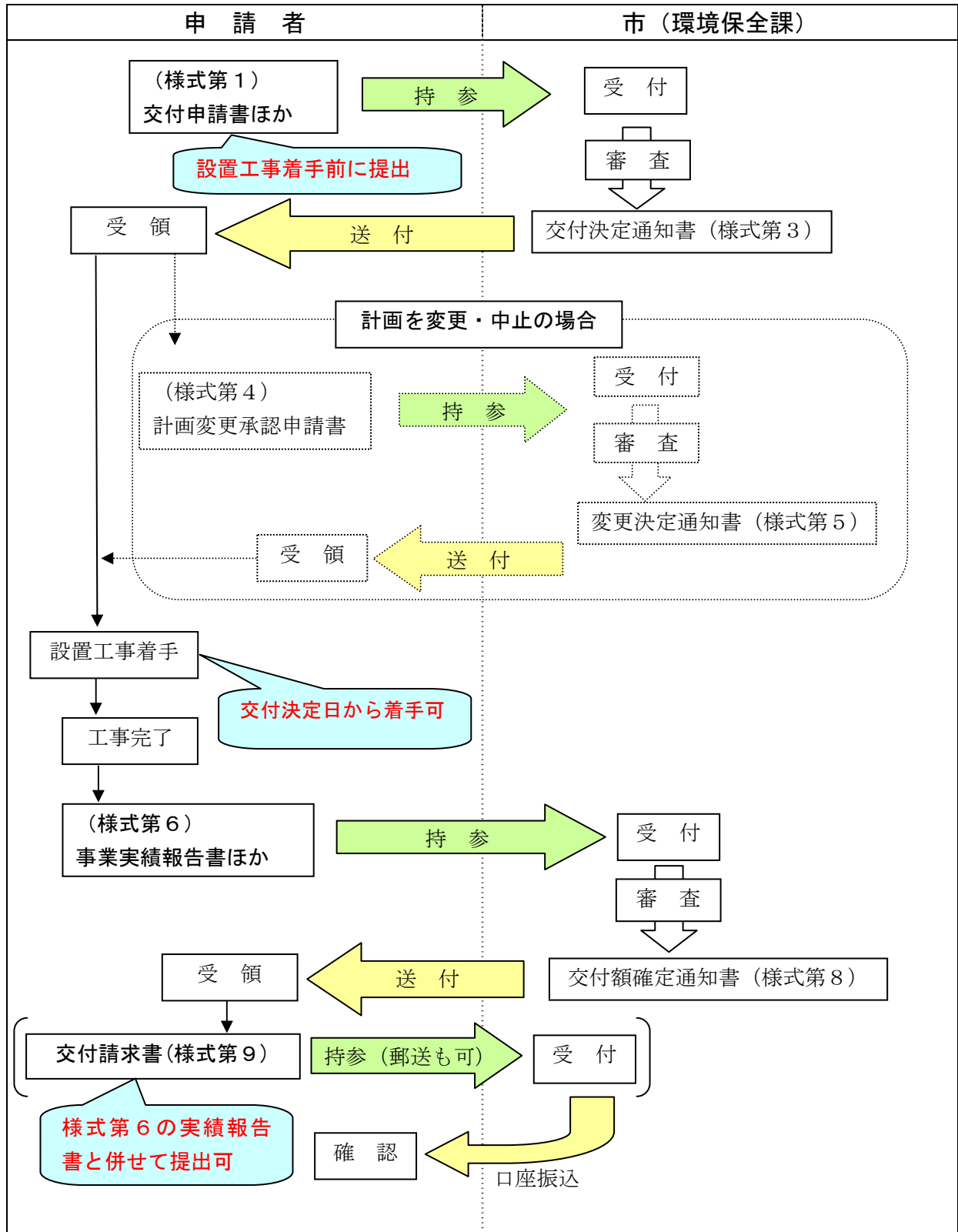
確定通知書を受けた時は、請求書（既に実績報告書と併せて提出した方は不要）を環境保全課へ提出してください。市は、請求書を受けた後、補助金を交付します。

10 その他

補助事業の完了日から6年間を経過するまでに、システムを処分しようとするときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金処分承認申請書（様式第10）を環境保全課へ提出してください。補助金の全部又は一部を市へ返還していただくことがあります。

また、補助金を受けられた方は、電気使用量及びガス使用量のデータの提供等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金
手続きの流れ



問い合わせ先 一宮市環境部環境保全課

電話：(0586) 45-7185

FAX：(0586) 45-7187

電子メール：kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館1階